

お申込みの流れ



お申込み

随時受け付けます。社内での査定でお引受けに関する決定事項は、別途書簡にてお知らせいたします。

責任開始(補償開始)

申込書記入日の翌月1日午後4時から補償開始となります。

初回保険料

口座振替の場合は、決定事項の書簡内に記載の日付にて振替させていただきます。
クレジットカードの場合は、始期日の属する月にカードの有効性を確認し、カード会社が定める日に振替が実行されます。

保険証券の送付

保険料の着金が確認されてから5営業日以内に作成し、「普通保険約款」と併せてお送りいたします。

ご契約の際には「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、ご契約の概要や特にご注意ください事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解のうえ大切に保管してください。

クーリング・オフ制度(お申込みの撤回等)について

保険契約者は、ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)ができます。ただし、継続契約は、クーリング・オフの対象にはなりません。クーリング・オフの手続きは、当社宛に必ず郵送してください。

■ 少額短期保険募集人について

当社の担当者(少額短期保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

● 取引代理店・募集代理店

● 引受少額短期保険会社

 **トライアングル少額短期保険株式会社**

〒112-0002 東京都文京区小石川1-2 ユニオン小石川第1ビル902
URL: <http://www.triangle-life.co.jp>

お問合せ先 ☎ 0120-300-427 9:00~18:00
土日・祝日・年末年始を除く

6908-01(202005改)



おまもりがわり

傷害保険

40歳~89歳まで
お申込み可能な

ケガの保険



シニアライフのあんしんおまもり

安心の補償内容

入院、通院、手術はもちろん、骨折保険金もごぞいます。

無事故継続割引

1年間保険金のご請求がない場合は、次年度保険料が5%割引!

更新時の手間いらず

いざという時に使えるように、煩わしい手続きなしの自動更新!



トライアングル少額短期保険株式会社

骨折してしまう高齢者は多い！

年代別にみる骨折による患者数(人)

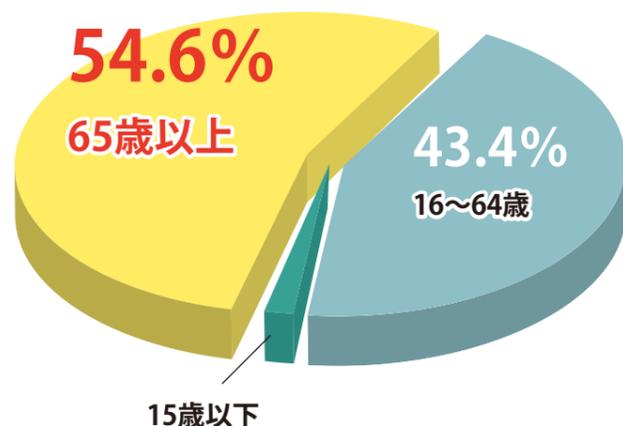


出典:厚生労働省「平成26年患者調査」

交通事故での死亡リスクは高齢者が高い！

年齢層別交通事故死者数

交通事故での死亡率は、半数以上が65歳以上に集中しています。



出典:警察庁統計資料(平成27年)

シニアのケガや事故に備えて安心！ 「おまもりがわり」傷害保険の特長

1 満40歳から満89歳の方までしっかり補償

健康状態の告知や医師の診断も不要で、お手軽にご加入いただけます。
※継続は満99歳まで可能です。



2 日常生活のケガを24時間補償

日常生活でのケガはもちろん、スポーツ中、工作中など、さまざまなケガを補償します。
※急激かつ偶然な外来の事故によるケガが補償の対象となります。



3 日常生活上の賠償責任も補償

他人のモノを壊してしまったり、他人にケガをさせてしまい損害賠償責任を負った場合の補償です。ペットによる賠償責任も補償対象となります。



4 骨折保険金をご用意

骨折された場合に骨折保険金をお支払いします。
※病的骨折を除きます。
※医師による治療に限ります。



5 うれしい無事故継続割引

すべての契約タイプが無事故継続割引の対象となります。
※1年間保険金のご請求がない場合は、更新後保険料が5%割引となります。



おまもりがわり 「傷害保険」基本補償

急激・偶然・外来の事故*によりケガをした結果、入院・通院したり死亡した場合などに保険金が支払われます。

*突発的(急激)に、たまたま(偶然)、被保険者の身体の外部からの作用(外来)によって生じる事故のことをいいます。傷害保険は「急激・偶然・外来の事故」によって「人の身体に傷害」が生じた場合に補償を行う保険です。このため、これらの要件にすべて該当しなければ傷害保険の対象になりません。

死亡保険金

ケガが原因で死亡された場合に、保険金をお支払いします。



後遺障害保険金

ケガが原因で後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。



入院保険金

ケガにより入院された場合に、保険金をお支払いします。



手術保険金

ケガの治療のために手術を受けられた場合に、保険金をお支払いします。



通院保険金

ケガにより通院された場合に、保険金をお支払いします。



骨折保険金

ケガが骨折だった場合に、保険金をお支払いします。



賠償責任保険金

他人にケガをさせたり、他人のモノを壊したりして損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に死亡保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 故意、重大な過失、自殺行為、闘争行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転、戦争等による事故 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする事故
後遺障害保険金	ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて50~100%の後遺障害保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 脳疾患、疾病または心神喪失に起因する事故 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、フリークライミング、ハングライダー搭乗等危険な運動を行っている間の事故
入院保険金	ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に2日以上継続入院をされた場合に、30日を限度に「入院保険金日額×入院日数」をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間の事故
手術保険金	ケガの治療のために所定の手術を受けられた場合に「入院保険金日額×5倍」をお支払いします。なお、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。	<ul style="list-style-type: none"> 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないもの 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒など
通院保険金	ケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に通院をされた場合に、10日を限度に「通院保険金日額×通院日数」をお支払いします。	
骨折保険金	ケガが骨折だった場合に、年2回を限度に骨折保険金をお支払いします。	



	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	<p>国内において、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に1回の事故につき、賠償責任保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 	<ul style="list-style-type: none"> 故意による損害賠償責任 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害賠償責任 心神喪失に起因する損害賠償責任 職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) 同居の親族に対する損害賠償責任 他人から借りたり預かったりした物に関して生じた損害賠償責任 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

契約年齢 40～64歳用

		しっかりプラン		安心プラン		お手頃プラン		
補償内容	入院保険金日額	7,000円		5,000円		3,000円		
	手術保険金	35,000円		25,000円		15,000円		
	通院保険金日額	3,500円		2,500円		1,500円		
	骨折保険金	5,000円		5,000円		5,000円		
	死亡・後遺障害保険金		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		40～44歳	2,046,117円	2,760,753円	1,720,874円	2,255,376円	1,395,631円	1,750,000円
		45～49歳	1,998,792円	2,549,608円	1,682,367円	2,092,689円	1,365,942円	1,635,770円
		50～54歳	1,800,905円	2,144,304円	1,524,887円	1,794,937円	1,248,869円	1,445,570円
		55～59歳	1,517,131円	1,687,348円	1,309,422円	1,451,338円	1,101,713円	1,215,328円
	60～64歳	1,257,968円	1,302,158円	1,108,566円	1,172,662円	959,163円	1,043,165円	
賠償責任保険金	1,000万円		1,000万円		1,000万円			
月払保険料		2,500円/月		2,000円/月		1,500円/月		
無事故継続割引		継続時に上記月払保険料を5%割引						

契約年齢 65～79歳用

		しっかりプラン		安心プラン		お手頃プラン		
補償内容	入院保険金日額	5,000円		4,000円		3,000円		
	手術保険金	25,000円		20,000円		15,000円		
	通院保険金日額	2,500円		2,000円		1,500円		
	骨折保険金	5,000円		5,000円		5,000円		
	死亡・後遺障害保険金		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		65～69歳	2,736,086円	2,895,699円	2,231,598円	2,352,688円	1,727,110円	1,809,677円
		70～74歳	2,053,951円	1,917,603円	1,676,292円	1,561,798円	1,298,632円	1,205,993円
	75～79歳	1,260,714円	864,567円	1,027,381円	708,661円	794,048円	552,756円	
	賠償責任保険金	1,000万円		1,000万円		1,000万円		
	月払保険料		3,000円/月		2,500円/月		2,000円/月	
無事故継続割引		継続時に上記月払保険料を5%割引						

契約年齢 80～89歳用

		しっかりプラン		安心プラン		お手頃プラン		
補償内容	入院保険金日額	5,000円		4,000円		3,000円		
	手術保険金	25,000円		20,000円		15,000円		
	通院保険金日額	1,500円		1,500円		1,500円		
	骨折保険金	5,000円		5,000円		5,000円		
	死亡・後遺障害保険金		男性	女性	男性	女性	男性	女性
		80～84歳	1,245,770円	1,137,046円	1,004,653円	896,746円	763,536円	656,446円
	85～89歳	681,238円	325,684円	547,862円	245,605円	414,486円	165,527円	
	賠償責任保険金	1,000万円		1,000万円		1,000万円		
月払保険料		3,500円/月		3,000円/月		2,500円/月		
無事故継続割引		継続時に上記月払保険料を5%割引						

保険金お支払い例 (60歳しっかりプランの場合)

Case1 階段から落ちて骨折。手術をして40日間入院。

入院保険金※	日額 7,000円 × 30日	210,000円
骨折保険金	1回 5,000円	5,000円
手術保険金	入院保険金日額 7,000円 × 5倍	35,000円
※1日7,000円×30日限度		お支払いする保険金総額 250,000円

Case2 ウォーキング中に転倒骨折。20日間入院。

入院保険金※	日額 7,000円 × 20日	140,000円
骨折保険金	1回 5,000円	5,000円
※1日7,000円×30日限度		お支払いする保険金総額 145,000円

Case3 飼い犬と散歩中、飼い犬が通行人に飛びかかり、相手が転んで骨折してしまった。

骨折の治療費、破れた被服の賠償費、慰謝料、休業損害、交通費を賠償責任保険金※として**合計350万円**お支払い。
※1,000万円限度



契約概要のご説明

契約概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

※契約概要に記載のお支払事由や保険金に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。詳細ならびに主な保険用語の説明等については「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 保険商品の仕組み

「傷害保険(おまもりがわり)」は、被保険者の方が急激かつ偶然な外来の事故によって、その身体に傷害を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

2 お申し込みいただける方(被保険者)の範囲

契約日において満40歳から満89歳までの方。

3 保険期間と更新について

保険期間は、契約日から1年間です。

保険期間満了日の1か月前までに保険契約を更新しない旨のお申し出がない限り、更新日において満99歳まで更新されます。

4 補償内容

(1)補償内容

保険金の種類	主な支払事由
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡保険金額をお支払いします。ただし、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いします。
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて50%~100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じて合算し保険金額が限度となります。
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に2日以上継続して入院された場合に、その期間に対して「入院保険金日額×入院した日数」をお支払いします。ただし、入院した日数は30日を限度とします。
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けられた場合に、入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限りです。
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合に、その期間に対して「通院保険金日額×通院した日数」をお支払いします。ただし、通院した日数は10日を限度とします。
骨折保険金	事故によって被った傷害が骨折だった場合、骨折保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて支払回数は2回を限度とします。

(2)付帯できる特約とその概要

特約の種類	概要
賠償責任危険補償特約	国内において、次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。 ・住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

5 保険料に関する事項

(1)保険料決定の仕組み

保険料は、保険金額、お仕事内容等によって決定されます。

(2)保険料払込方法

保険料の払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかお選びください。

保険料の払込方法(経路)は、口座振替かクレジットカード払のいずれかになります。

(3)保険料の払込期間

保険料の払込期間は、保険期間と同じ1年間となります。

実際に、ご契約いただく保険料に関する事項については、「パンフレット」をご覧ください。

6 配当・満期保険金に関する事項

この保険契約には、契約者配当金、満期保険金はありません。

7 解約返戻金に関する事項

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。解約返戻金は、消滅日を基準日として保険期間の未経過月数(1か月未満の端数は切捨て)に応じて計算される額とします。ただし、保険料の払込方法(回数)が月払の場合、解約返戻金はありません。

注意喚起情報のご説明

注意喚起情報は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。

※この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 クーリングオフについて

ご契約をお申込みいただいた日または重要事項説明書を受領された日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回または解除)ができます。ただし、継続契約は、クーリングオフの対象にはなりません。

(1)お手続き方法

クーリングオフの手続きは、当社宛に必ず郵送してください。

<p>【宛て先】 112-0002 東京都文京区小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル805 トライアングル少額短期保険(株)</p>	<p>【記載必要事項】 ①ご契約をクーリングオフする旨の内容 ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名、押印、電話番号 ③ご契約を申し込まれた年月日 ④ご契約を申し込まれた保険の内容(証券番号、取扱代理店名)</p>
--	--

(2)お支払いになった保険料の取扱い

クーリングオフされた場合、既にお支払いいただいた保険料はお返します。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

2 告知義務(契約締結時におけるご注意事項)

(1)告知義務について

ご契約のお申込みにあたりましては、ご契約者、被保険者には告知義務があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

【告知事項】

- ・被保険者のお仕事内容(職業または職務)
- ・他の保険契約にご加入されている場合

(2)少額短期保険募集人への告知について

少額短期保険募集人(募集代理店を含む。以下同じ)は、告知を受領する権限がありません。したがって、少額短期保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3)告知義務違反について

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする理由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

3 通知義務(契約締結後におけるご注意事項)

(1)ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく当社にご通知ください。ご通知がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ・保険証券記載の職業・職務を変更した場合
- ・新たに職業に就いた場合
- ・保険証券記載の職業をやめた場合

(2)ご契約後、保険証券記載の住所を変更した場合は、直ちに当社にご通知ください。

4 被保険者による解除請求について

下記の事由が生じた場合には、被保険者から、ご契約の解除を請求することができます。

- ・ご契約締結の際に、被保険者の同意を得ていない場合
- ・保険金取得目的で事故を起こそうとしたり、保険金請求時の詐欺行為など、被保険者の信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ・保険契約者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当することが認められた場合
- ・保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

5 保険責任の始期および終期

当社の保険責任は、保険証券等に記載の保険期間の初日の午後4時に始まり、1年間(午後4時まで)となります。

6 保険金等をお支払いできないことがある主な場合

この保険では、次に掲げる事由によって生じたケガに対しては、保険金をお支払いいたしません。なお、免責事由の詳細につきましては、普通保険約款、特約の「保険金を支払わない場合」に記載されていますので、ご参照ください。

- ①ご契約者・被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるケガ
- ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で医学的他覚所見のないもの など

7 重大事由による解除

①～⑥の事由により、当社がご契約を解除した場合には、それらの事由が発生した時から解除がなされた時までに発生した傷害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- ①保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ②保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者が、被保険者または保険金を受け取るべき者が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ④他の保険契約等との重複によって、保険金の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤その他、上記と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

8 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

保険料は、保険料払込期日までに払い込んでください。

保険料払込期日の属する月の翌末日までに保険料の払い込みがない場合、事故が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。月払でご契約の場合で、死亡保険金をお支払いすべき事故が発生した場合には、未払込分の保険料を請求させていただきます。

9 保険契約の継続に関する特約

この特約は、保険契約の満了する日の1か月前の日までに、保険契約者から別段の意思表示がない場合、継続される保険金額および保険料を記載した書面の契約内容で保険契約を継続させていただくものです。

10 保険料・保険金額の変更について

(1) 保険期間中

保険金等のお支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金等の減額を行うことがあります。

(2) 保険契約更新時

事後検証の結果、この保険契約の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料等の見直しを行うことがあります。更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険契約が不採算となり更新契約の引受けが困難になった場合、この保険契約は更新されません。

11 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は右記の通りです。

【一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀SFビル2階
TEL. 0120-821-144(フリーダイヤル)
FAX. 03-3297-0755
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

12 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(1) 少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等

- ①本商品の1被保険者について引き受ける死亡保険金の引受限度額は300万円です。
- ②本商品の1被保険者について引き受ける入院、手術、通院および骨折保険金の引受限度額は80万円です。
- ③本商品に付帯できる賠償責任危険補償特約の1被保険者について引き受ける損害賠償保険金の引受限度額は、1,000万円です。

(2) 破綻時等の取り扱い

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約ではなく、当社に対しては同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

13 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本保険契約に関する個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲の情報で、医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものを含みます。)の取り扱いについて次のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、当社ホームページ(<http://triangle-life.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的

- ①各種保険契約のお引受、ご継続、維持管理、保険金等の支払
- ②業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- ③関連・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ④その他上記業務に関連・付随する業務

(2) 個人情報の第三者への提供

- ①法令に基づく場合
- ②あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店含む)へ委託する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

14 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

15 その他ご注意いただきたい重要な事項

(1) 保険金(給付金)のご請求手続きについて

保険金(給付金)の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。また、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても当社にご連絡ください。

(2) 保険契約に関するさまざまご相談、照会、苦情について

当社の保険契約に関してご相談や苦情などがございましたら、以下のお客さま相談受付センターまでご連絡ください。

【トライアングル少額短期保険株式会社 お客さま相談受付センター】
TEL. 03-4530-4171
受付時間 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)